

基本計画書

基本計画											
事項	記入欄							備考			
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更										
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ジッセンジョシガクエン 学校法人 実践女子学園										
フリガナ大学の名称	ジッセンジョシタンキダイガク 実践女子短期大学 (Jissen Women's Junior College)										
大学本部の位置	東京都日野市神明一丁目13番地の1										
大学の目的	<p>本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を養うとともに、人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを实践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。</p>										
新設学部等の目的	<p>実践女子短期大学は、これまで短期の高等教育機関として各々の時代が求める人材の育成に努めてきた。 しかしながら、学習機会の多様化など近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、短期大学の役割は大きな転換期を迎えている。本学各学科とも定員の確保に向け努力をしてきたが、少子化による18歳人口の減少、四年制大学志向の進展などの要因により、特に生活福祉学科において定員確保が困難を極める状況に至った。 よって本学は、平成23年度の募集より生活福祉学科（入学定員80名）の学生募集停止を決定し、これに伴い実践女子短期大学全体の収容定員のうち160名を減員することとした。</p>										
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地			
	生活福祉学科	2年	0人 (80)	— 年次人	0人 (160)	短期大学士 (生活福祉学)	平成23年4月 第1年次	東京都日野市神明一丁目13番地の1			
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	<ul style="list-style-type: none"> ・実践女子大学 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月 収容定員増（平成22年3月認可申請済み） 文学部 <ul style="list-style-type: none"> 国文学科 [定員減] (△10) 英文学科 [定員減] (△10) 美学美術史学科 [定員減] (△10) 人間社会学部 <ul style="list-style-type: none"> 人間社会学科 [定員減] (△40) (3年次編入定員) [定員減] (△10) 現代社会学科（設置） (100)（平成22年4月届出済み） (3年次編入定員) (10) 平成23年4月 大学院文学研究科美術史学専攻課程変更（平成22年6月届出済み） ・実践女子短期大学 <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉学科（廃止） (△80)（平成22年7月報告済み） ※平成23年4月学生募集停止 										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
		講義	演習	実験・実習	計						
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等		
				教授	准教授	講師	助教	計		助手	
	既設	日本語コミュニケーション学科			5人 (5)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	7人 (7)	0人 (0)	36人 (36)
		英語コミュニケーション学科			5人 (5)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	7人 (7)	0人 (0)	45人 (45)
		食物栄養学科			6人 (6)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	8人 (8)	0人 (0)	20人 (20)
		計			16人 (16)	6人 (6)	0人 (0)	0人 (0)	22人 (22)	0人 (0)	101人 (101)
合計			16人 (16)	6人 (6)	0人 (0)	0人 (0)	22人 (22)	0人 (0)	101人 (101)		

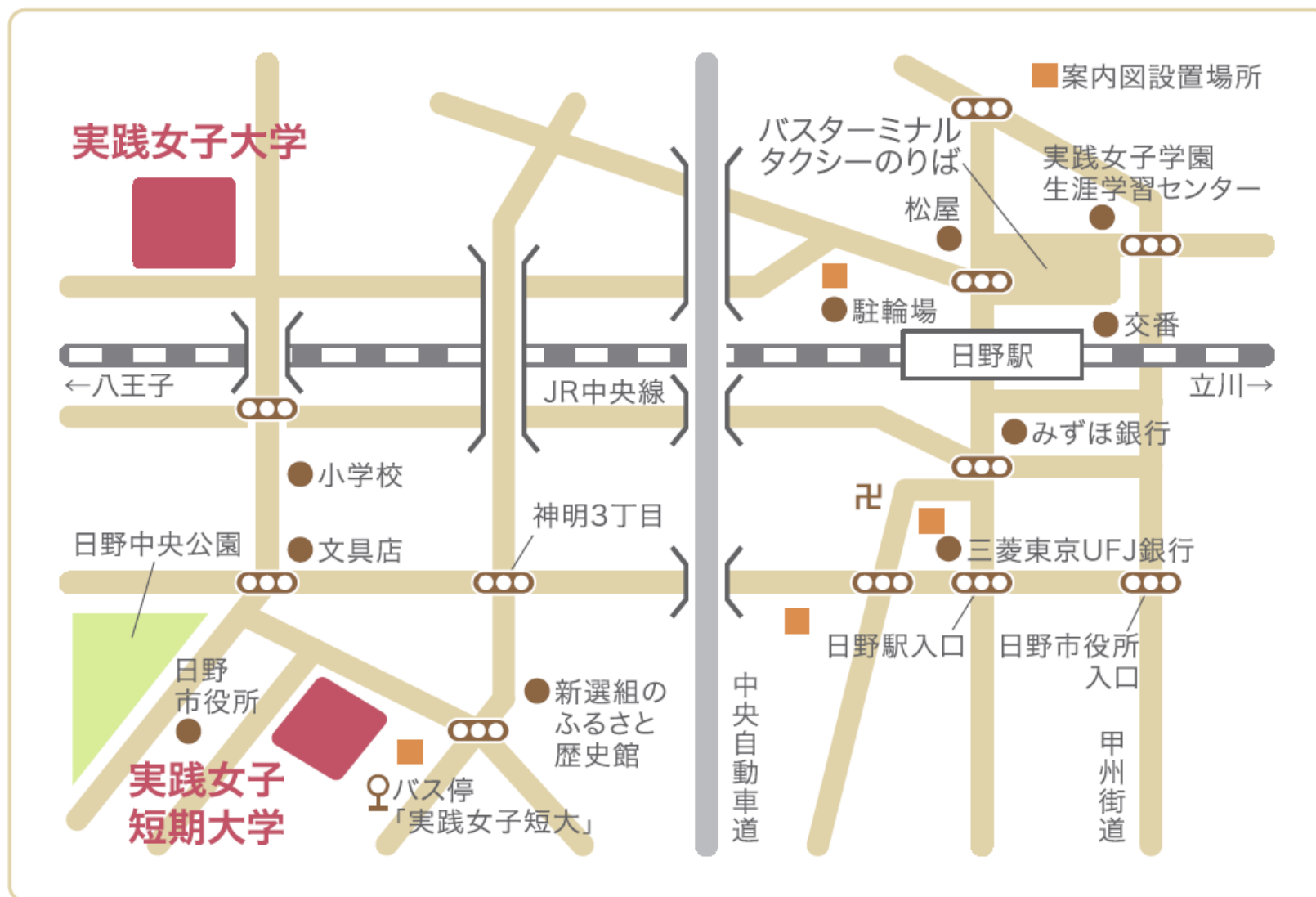
教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		16 (16)	6 (6)	22 (22)					
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	1 (1)	2 (2)					
	そ の 他 の 職 員		12 (12)	0 (0)	12 (12)					
	計		29 (29)	7 (7)	36 (36)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	15,923㎡	0㎡	0㎡	15,923㎡					
	運 動 場 用 地	9,353㎡	0㎡	0㎡	9,353㎡					
	小 計	25,276㎡	0㎡	0㎡	25,276㎡					
	そ の 他	683㎡	0㎡	0㎡	683㎡					
	合 計	25,959㎡	0㎡	0㎡	25,959㎡					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計						
	14,731㎡ (14,731㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	14,731㎡ (14,731㎡)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室	新設学部等の名称			室 数	室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	計									
図書館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数						
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要								
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	短期大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
		教員1人当り研究費等		400千円	400千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		0千円	0千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	8,000千円	8,000千円	8,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	5,000千円	5,000千円	5,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
1,300千円	1,020千円	－千円	－千円	－千円	－千円					
1,365千円	1,085千円	－千円	－千円	－千円	－千円					
学生納付金以外の維持方法の概要			寄付金収入, 私立大学等経常経費補助金, 資産運用収入, 事業収入 等							

既設大学等の状況	大学の名称	実践女子大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員 3年次人	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
	文学部						1.19		
	国文学科	4	120	15	510	学士(文学)	1.26	昭和40年度	
	英文学科	4	120	15	510	学士(文学)	1.25	昭和40年度	
	美学美術史学科	4	100	10	420	学士(文学)	1.05	昭和60年度	
	生活科学部						1.15		
	食生活科学科 管理栄養士専攻	4	70	14	308	学士(生活科学)	1.14	昭和41年度	
	食生活科学科 食物科学専攻	4	75	5	310	学士(生活科学)	1.13	昭和41年度	
	生活環境学科	4	80	10	340	学士(生活科学)	1.13	昭和40年度	
	生活文化学科 生活文化専攻	4	40	10	180	学士(生活科学)	1.32	平成19年度	
	生活文化学科 幼児保育専攻	4	45	5	190	学士(生活科学)	1.11	平成19年度	
	人間社会学部						1.23		
	人間社会学科	4	140	20	600	学士(人間社会学)	1.23	平成16年度	東京都日野市 大坂上四丁目 1番地の1
	文学研究科						0.49		
	国文学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.44	昭和44年度	
	国文学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(文学)	0.30	昭和41年度	
	英文学専攻 (修士課程)	2	6	—	12	修士(文学)	0.08	昭和41年度	
	美術史学専攻 (修士課程)	2	6	—	12	修士(文学)	1.16	平成4年度	
	生活科学研究科						0.33		
	食物栄養学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(食物栄養学)	0.33	平成17年度	
	食物栄養学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士(食物栄養学)	0.33	昭和41年度	
	生活環境学専攻 (修士課程)	2	6	—	12	修士(生活科学)	0.33	平成元年度	
	人間社会研究科						0.42		
	人間社会専攻 (修士課程)	2	7	—	7	修士(人間社会)	0.42	平成22年度	
既設大学等の状況	大学の名称	実践女子短期大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員 年次人	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
	日本語コミュニケーション学科	2	100	—	200	短期大学士(日本語コミュニケーション学)	1.09	昭和27年度	東京都日野市 神明一丁目 13番地の1
	英語コミュニケーション学科	2	120	—	240	短期大学士(英語コミュニケーション学)	0.94	昭和27年度	
	生活福祉学科	2	80	—	160	短期大学士(生活福祉学)	0.83	平成12年度	
食物栄養学科	2	80	—	160	短期大学士(食物栄養学)	1.11	昭和25年度		
附属施設の概要	該当なし								※平成23年度より 学生募集停止 (生活福祉学科)

都道府県内における位置

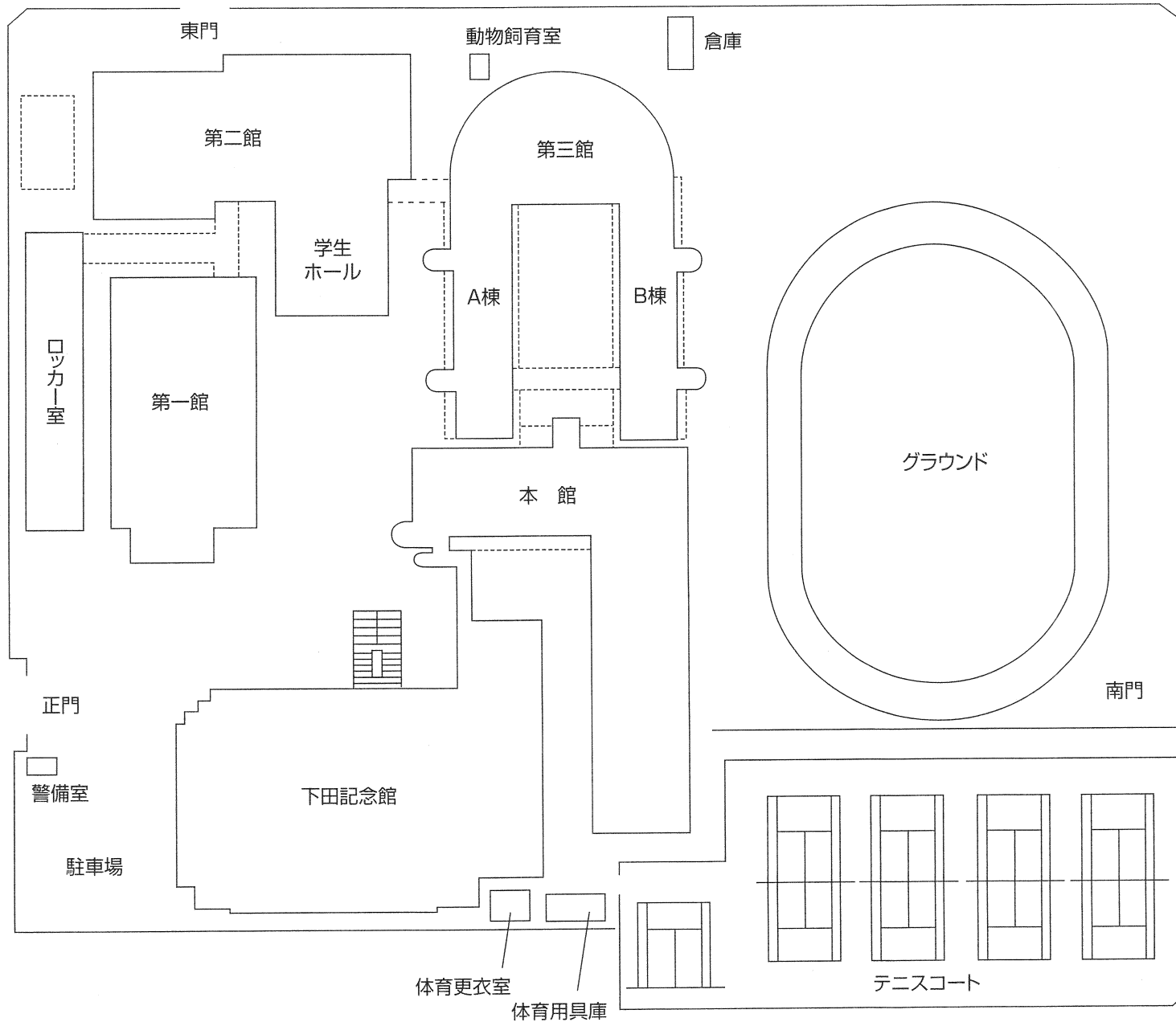


最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



JR 日野駅から 1100m 徒歩 15分

実践女子短期大学 校舎配置図



校地面積 25,959m²
校舎面積 14,731m²

実践女子短期大学学則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を養うとともに、人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを實踐し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。
- 第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検、評価を行うこととする。
- 2 前項の点検、評価の方法等については、別に定める。

第 2 章 学科等の組織、目的及び修業年限

- 第 3 条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	100 名	200 名
英語コミュニケーション学科	120 名	240 名
食 物 栄 養 学 科	80 名	160 名

- 2 食物栄養学科は、1 学年 2 クラスとする。
- 第 4 条 日本語コミュニケーション学科では、日本語・日本文学・日本文化に関する専門教育やコンピュータリテラシー教育を共通基盤として、情報スキル、コミュニケーションスキル及び出版編集の 3 コースにおいて専門性の高い実学教育を行い、教養と実務能力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。
- 2 英語コミュニケーション学科では、観光ビジネスコース及び国際コミュニケーションコースにおいて、英語の運用能力の向上を図るとともに、英米の言語・文学・社会・文化に関する知識や国際社会の諸問題への認識を深めさせることを目的とする。
- 3 食物栄養学科では、栄養学を有機的に関連づけた教育の下に、現代社会での健康と栄養とを取り扱う専門職を担う人材を育成することを目的とする。
- 第 5 条 修業年限は、各学科とも 2 年とする。
- 2 学生は、4 年を越えて在学することはできない。
- 第 6 条 本学に短期大学教育研究センターをおく。
- 2 短期大学教育研究センターに関する規程は、別に定める。

第 3 章 授 業 科 目

第 7 条 本学において開設する授業科目は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

第 8 条 授業科目は、各学科ともこれを必修科目と選択科目とに分け、毎学年の初めに定める。

第 4 章 履修方法、単位算定

第 9 条 学生は、履修しようとする授業科目を、必修、選択ともに毎学年の始めに登録しなければならない。

第 10 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。

第 11 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間をもって 1 単位とする。

ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、30 時間を持って 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間をもって 1 単位とする。

ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、15 時間を持って 1 単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。

ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、30 時間を持って 1 単位とする。

第 12 条 本学が教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の短期大学又は大学（以下「他短期大学等」という）と協議したところにより、学生が当該の他短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を本学において修得したものとして認めることができる。

2 他短期大学等における履修に関する規程は、別に定める。

3 本学が教育上有益と認めるときは、本学が留学先として認めた外国の短期大学又は大学あるいはこれに相当する高等教育機関において履修した授業科目を、本学において修得したものとして認めることができる。

4 留学に関する規程は、別に定める。

5 第 1 項及び第 3 項において認めることのできる単位数の合計は 30 単位を超えない範囲で行う。

6 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第 13 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条第 1 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で行う。

3 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第 14 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に大学又は短期大学において修得した単位（第 50 条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学において修得した単位として認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、第 12 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で行う。この場合において、第 12 条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えない範囲で行う。なお、単位認定と関連して就業年限の短縮は行わない。

3 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第 15 条 食物栄養学科の学生で栄養士免許証を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則の定めるところにより、単位を修得しなければならない。

第 16 条 教育職員免許状取得希望者、図書館司書資格取得希望者は、学科で定めた授業科目以外に、教職は別表第 3、司書は別表第 4 の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	取得できる教育職員免許状の種類
食 物 栄 養 学 科	栄養教諭 2 種免許状

第 5 章 学習評価、卒業の認定

第 17 条 定期試験は、毎年 2 回各学期の終わりに行う。ただし、休学中の者は、試験を受けることはできない。

第 18 条 病気又は事故により試験当日欠席したときは、願い出により追試験を許可することがある。

2 追試験に関する規程は別に定める。

第 19 条 試験等の評価は、 $\cdot \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D$ の 5 段階とし、C 以上を合格とする。

第 20 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、別表第 1、別表第 2 に定めるところにより、次表に定める単位を修得しなければならない。

学科	科目	共通教育科目	専門教育科目	合計
日本語コミュニケーション学科		18	50	68以上
英語コミュニケーション学科		18	50	68以上
食物栄養学科		14	55	69以上

第21条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に、本学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

日本語コミュニケーション学科卒業者 短期大学士（日本語コミュニケーション学）

英語コミュニケーション学科卒業者 短期大学士（英語コミュニケーション学）

食物栄養学科卒業者 短期大学士（食物栄養学）

第22条 在学4年(休学期間は除く。)を超えてなお所定の単位を修得できない者は、これを除籍する。

第6章 入学・退学・休学・転学

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、欠員のある場合には、臨時に転入学を許可することがある。

第24条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定合格者を含む。）
- (8) その他、大学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第25条 入学志願者に対しては、選考試験を行う。その方法は、その都度これを定める。

第26条 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第27条 選考試験に合格した者は、指定の期日までに入学金その他の納付金を納入しなければならない。

い。また、別に定める期日までに保証人による保証書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 28 条 保証人は、父又は母（父母のない場合は、独立の生計を営む身元確実の成年に達した者。外国人で父母が日本に居住していない場合は、我が国に在住する独立の生計を営む身元確実の成年に達した者。）とし、その学生の在学中における経済的負担を含む一切の責任を負うものとする。

第 29 条 保証人の身分に異動があったとき、又は死亡したときにはその旨直ちに届け出なければならない。

第 30 条 削 除

第 31 条 退学しようとする者又は転学しようとする者は、その理由を具し、保証人の連署で願い出なければならない。

第 32 条 病気又は事故によって引き続き 3 か月以上学習することができない者は、その理由を具し、保証人の連署で休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して 1 年を超えることができない。

第 33 条 休学期間は、第 5 条第 2 項の在学年数に算入しない。

第 34 条 休学している者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。

第 35 条 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後 2 年以内に限り選考のうえ許可することができる。

第 36 条 授業料その他の学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第 7 章 学 費

第 37 条 本学の学費は、次のとおりである。ただし、場合によりこれを変更することがある。

1. 入学金		280,000 円
2. 授業料（年額）		700,000 円
3. 実験実習費（年額）	食物栄養学科	40,000 円
4. 教育充実費（年額）		230,000 円
5. 施設設備費（年額）		80,000 円
6. 冷・暖房費（年額）		10,000 円

第 38 条 授業料の納入期限は、前期分 4 月末日、後期分 10 月末日までとする。

第 39 条 授業料その他の学費は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間は納めなければならない。ただし、休学期間中の授業料、実験実習費及び冷・暖房費は免除することができる。この場

合次条本文の規定はこれを適用しない。

- 第 40 条 既納の学費は、いかなる理由でも返還しない。ただし、入学時の納入金に限り、所定期間内に本人及び保証人の連署による「入学辞退及び納入金返還申出」のあるものについては、入学金を差し引いた納入金を返還する。

第 8 章 教職員組織及び教授会

- 第 41 条 本学に学長を置く。
- 2 学長は、短期大学を統括し、これを代表する。
 - 3 学長は、別に定める規程により選任する。
 - 4 学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、予め教授会の議を経て、学長の指名した者が、その職務を行う。学長職務の代理、代行に関する事項は、別に定める。
- 第 42 条 本学に部長を置く。
- 2 部長は、学長の委託を受け、学長を補佐してその学事に関する運営を掌る。
 - 3 部長は、別に定める規程により選任する。
- 第 43 条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及び副手を置く。
- 2 講師を分けて専任と兼任とする
 - 3 教授、准教授、講師及び助教の任免は、教授会の議を経て理事会がこれを行う。
- 第 44 条 各学科に主任を置き、教授の中から任命する。
- 2 主任に関する規程は、別に定める。
- 第 45 条 本学に教授会を設ける。
- 2 教授会に関する規程は、別に定める。
- 第 46 条 教授会は、必要に応じ、委員会を設けることができる。
- 2 委員会に関する規程は、別に定める。
- 第 47 条 本学に事務職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 賞 罰

- 第 48 条 学生の中から、人格・学術共に優秀な者を教授会の議を経て特待生とし、授業料その他を免除することがある。
- 第 49 条 学長は、学生が学則又は学内規定に違反し、その他学生の本分に反する行為があると認めるときは、教授会の議を経て懲戒を行うことができる。
- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とし、退学は、次の各号の一に該当するときに限る。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められるとき
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められるとき

- (3) 正当な理由がなく出席常でないとき
- (4) 学園の秩序を乱し、その他学生の本分に反したとき

第 10 章 科目等履修生・特別聴講学生・委託生・外国人留学生

- 第 50 条 本学の授業科目の修得又は聴講を目的として願出のあった者（以下「科目等履修生」という。）については、授業に支障のない範囲において選考のうえ科目の履修を許可し、その試験に合格した者には、第 11 条に定めるところにより所定の単位を与えることがある。
- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。
- 第 51 条 本学の授業科目の聴講を希望する他短期大学等の学生があるときは、当該の他短期大学等との協議に基づき所定の手続きを経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。
- 第 52 条 委託生・外国人留学生等に関する規程は、別に定める。

第 11 章 公開講座

- 第 53 条 本学は、必要に応じ公開講座を開設する。

第 12 章 学期及び休業日

- 第 54 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 55 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたるものとする。
- 第 56 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。
- | | |
|-----|-------------------------|
| 前 期 | 4 月 1 日から 9 月 20 日まで |
| 後 期 | 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで |
- 第 57 条 本学における休業日を、次のとおり定める。
- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 学園創立記念日（5 月 7 日）
- 春期休業日 3 月 21 日から 4 月 4 日まで
- 夏期休業日 7 月 30 日から 9 月 20 日まで
- 冬期休業日 12 月 21 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第 13 章 図 書 館

第 58 条 本学に図書館を設ける。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 14 章 学 生 寮

第 59 条 削 除

- 2 削 除

附 則

この学則は昭和 25 年 4 月 1 日から実施する。(以下略)

(略)

附 則

- 1 この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 生活福祉学科は募集を平成 23 年度より停止し、平成 23 年 3 月 31 日在籍の者がなくなった時をもって、廃止する。
- 3 第 3 条に規定する学生定員は、平成 23 年度から平成 24 年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成 23 年度		平成 24 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	100	200	100	200
英語コミュニケーション学科	120	240	120	240
生活福祉学科	0	80	0	0
食物栄養学科	80	160	80	160
合 計	300	680	300	600

- 4 第 7 条の規定は、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前の入学生については従前の規定による。
- 5 第 20 条の規定は、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前の入学生については従前の規定による。
- 6 第 21 条第 2 項の規定は、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前の入学生については従前の規定による。

別表第 1～別表第 3 (略)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

a 学則変更（収容定員変更）の内容

平成 23 年度の募集から生活福祉学科（入学定員 80 名）の学生募集を停止し、これに伴い実践女子短期大学の収容定員を 160 名減員するものである。

変更前			変更後		
	入学定員	収容定員		入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	100	200	日本語コミュニケーション学科	100	200
英語コミュニケーション学科	120	240	英語コミュニケーション学科	120	240
食物栄養学科	80	160	食物栄養学科	80	160
生活福祉学科	80	160	生活福祉学科	0	0
合計	380	760	合計	300	600

b 学則変更（収容定員変更）の必要性

実践女子短期大学は、昭和 25 年 実践女子学園短期大学として家政科を設置して発足し、昭和 27 年には国文科、英文科を増設した。以来、時代の要請に従って教育を行い多くの卒業生を社会に輩出してきた。

平成 12 年（2000 年）度には学科改組および学科名称変更を行って、日本語コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科、生活福祉学科、食物栄養学科の 4 学科構成とするなど、短期の高等教育機関として各々の時代が求める人材の育成に努めてきた。

しかしながら、学習機会の多様化など近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、短期大学の役割は大きな転換期を迎えている。本学各学科とも定員の確保に向け努力をしてきたが、少子化による 18 歳人口の減少、四年制大学志向の進展などの要因により、特に生活福祉学科において定員確保が困難を極める状況に至った。

よって本学は、平成 23 年度の募集より生活福祉学科（入学定員 80 名）の学生募集停止を決定し、これに伴い実践女子短期大学全体の収容定員のうち 160 名を減員することとした。

c 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

この度の収容定員変更は、生活福祉学科の学生募集停止による収容定員の減員であるため、収容定員変更に伴う教育課程の変更を行う計画はない。生活福祉学科の教育課程については、在学生在籍する限りは現行の教育課程を維持し、学生の教育・指導に邁進する計画である。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
	学長	ユサ シゲオ 湯浅 茂雄 <平成19年4月>		文学 修士 ※		実践女子短期大学 学長 (平成19年4月) 実践女子大学 文学部教授 (平成10年4月)